

# 青森市発注の建設工事における技術者等取扱要項の改正について

## <主な改正内容>（令和7年2月21日施行）

### 建設業法施行令の一部改正に対応するもの

令和7年2月1日に施行された建設業法施行令の一部改正により、特定建設業許可を要する下請代金額の下限及び専任の監理技術者等を要する請負代金額の下限が上げられたことに伴う改正。

変更内容	旧	新
特定建設業許可を要する下請代金額の下限 （下段は建築工事業の場合）	4,500万円 （7,000万円）	5,000万円 （8,000万円）
専任の監理技術者等を要する建設工事の請負 代金額の下限 （下段は建築一式工事の場合）	4,000万円 （8,000万円）	4,500万円 （9,000万円）

### 建設業法等の一部改正に対応するもの

令和6年12月13日に施行された建設業法等の一部改正により、工事現場に専任しなければならない監理技術者等（主任技術者又は監理技術者）について、専任義務に係る特例の新設及び営業所技術者等（営業技術者及び特定営業所技術者）の工事現場の兼任を可能としたことに伴う改正。

- ・工事現場に専任しなければならない監理技術者等及び営業所技術者等について、建設業法施行令で定める要件を満たす場合は兼務することが可能となる